

1. 復興まちづくりのための事前準備(都市局)

- 地方公共団体が被災後に、円滑かつ的確に復興まちづくりに取り組めるよう、復興まちづくりの事前準備の推進が必要。平成30年7月にガイドラインを作成し、地方公共団体の取組に対する支援を実施。
- 令和7年度にKPIの目標年度を迎えることや近年頻発する災害を踏まえ復興事前準備の必要性が高まっていることから、これまでの復興まちづくりのための事前準備の取組をレビューし、今後の施策へ反映する。

2. 住生活基本計画(住宅局)

- 住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)を策定し、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図ってきた。
- 住生活基本計画は概ね5年毎に見直すものとされており、現行計画(計画期間:令和3年度～令和12年度)においては、その中間年にあたる令和7年度末に計画変更が予定されているため、目標の達成状況等の分析・評価を通じ、新たな住生活基本計画に反映する。

3. 諸外国への海上保安能力向上支援等の推進(海上保安庁)

- 海上保安庁では、政策研究大学院大学及びJICAと連携し、アジア諸国等の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、認識共有を図るため、平成27年に海上保安政策に関する修士課程の教育を行う「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れて能力向上支援を行っている。
- 令和7年に開講10周年を迎えるところ、これまでの人材育成を通じた能力向上支援にかかる取組についてレビューし、今後活かす。